



大阪+知的障害+地域+おもろい=創造

## 知の知の知の知

社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所情報誌通算 3664 号 2017.5.21 発行

### 復興の味、イチゴジャム 東北の作業所製造、尼崎のNPOが販売支援 /兵庫



毎日新聞 2017年5月20日  
宮城県山元町の障害者作業所「工地球村」で作られたイチゴジャム=NPO法人「尼崎障害者センター」提供

東日本大震災で被害を受けた東北の障害者施設を支援する尼崎市のNPO法人「尼崎障害者センター」が、今年も宮城県山元町の障害者作業所「工地球村」のイチゴジャム「いちごものがたり」を予約販売する。

山元町の特産物のイチゴは、畑が津波による塩害で大きな被害を受けたが、復活した。工地球村でのジャム作りも再開し、働く障害者が採りたての大粒イチゴを一粒ずつ

すりつぶし、丁寧に煮詰めて作っている。

### 障害者らタンDEM自転車満喫 蒜山高原のイベントで風切り走行



山陽新聞 2017年05月20日  
タンDEM自転車でサイクリングを楽しむ参加者

サドルとペダルが複数人分ある「タンDEM自転車」のうち、2人乗りに限って岡山県内で唯一走行できる真庭市の蒜山高原自転車道（県道八束川上自転車道線）で20日、視覚・聴覚障害者らにサイクリングを体験してもらうイベント「“タンDEM”フィーリング in ひるぜん」が開かれた。

タンDEM自転車は4月から同自転車道で解禁された。

後部座席はハンドル操作が不要なことも特徴で、同市と県サイクリング協会、県バイコロジをすすめる会は、1人では乗車が難しい障害者にも楽しんでもらおうとイベントを企画した。

同市内外から21人が参加し、用意された10台の自転車に同協会員らとペアを組んで乗車。障害者らは後部座席で恐る恐るペダルを踏み込み、約800メートルの直線を往復した。慣れてくるとスピードを上げ、高原の空気を満喫しながら疾走した。

視覚障害のある自営業男性（34）＝同市＝は「珍しい自転車に乗らせてもらえてよかった。風を切る感覚が気持ち良く、爽快な気分」と話した。

同市はイベントに合わせて2台を購入しており、6月ごろから観光施設で貸し出しを始める予定という。

【千葉】「オリパラ教育」県教委が取り組み方針 「おもてなし」など学習

東京新聞 2017年5月21日

県教育委員会は、オリンピックとパラリンピックを活用した教育「オリパラ教育」の取り組み方針をまとめた。二〇二〇年の東京大会に向けて、県内の公立学校で運営ボランティアや障害者スポーツなどについて事前に学習。雰囲気盛り上げるとともに、大会後に児童生徒の良き思い出として残るようにする。

スポーツ庁が全国で展開する事業を活用する。東京大会で県内は、レスリングやサーフィンなど八競技の会場となるほか、十一カ所で事前キャンプが予定されている。

取り組み一年目となる二〇一七年度は、一宮町など競技開催地とその周辺、キャンプ予定地となる自治体の三十校（小学校十四、中学校十一、高校三、特別支援学校二）を推進校に指定。そこで実践した内容を参考に、二年目から千葉市を除く全県の公立校に拡大する。

道徳や総合、国語などの教科や部活動の時間を使って、おもてなし、心のバリアフリー、スポーツ、グローバルの四分野を学習する。ボランティア参加への意欲のほか、障害がある人や高齢者への理解、生涯を通じてスポーツに親しむ、世界を舞台に活躍するといった面を育む。

県内の教育現場では、東京大会に向けて各校ごとに取り組みが始まっている。ただ単発的だったり、学校によって差があったりするので、県教委が方針を示した上で、活動の支援や事例を情報発信するなどしてオリパラ教育の効果を高められるようにする。

教育政策課の担当者は「地元で開催される東京大会は児童生徒にとって絶好の教育の機会。大会を経験して無形の遺産（レガシー）を残せるように、しっかりと学べるようにしたい」と話す。（村上豊）

オリンピック・パラリンピックを活用した教育

	目指す児童生徒の姿	具体的な取り組み
おもてなし	明るくあいさつと最高の笑顔でお迎え	各種大会のボランティアに参加、美化活動、マナーを学ぶ
心のバリアフリー	障害、年齢、国籍を問わず困っている人を手助け	バリアフリーを学ぶ、障害者スポーツを通じて競技を知る
スポーツ	スポーツの魅力に触れ、誰もがスポーツを楽しむ	体育で競技種目を体験、スポーツ関係の仕事を理解、記録を学習
グローバル	日本の伝統文化を理解し、世界の人々と交流	自国の歴史を学ぶ、「一校一国」で外国について調べる、語学力の向上

村田諒太が「怖い」と泣いたデビュー戦 その時、父親は 朝日新聞 2017年5月20日  
プロボクサーの村田諒太さん=諫山卓弥撮影



■ボクシング村田諒太が語る父親との関係

今でも忘れません。

プロデビュー戦を前にして、僕からお父さんに電話をかけた時のことです。何げない会話を続けていたら、声を聞いているうちに「こんな試合なんかしたくない」「怖い」と思わず泣いてしまった。周囲からのプレッシャーに、押しつぶされそうになっていたんです。お父さんは、黙って話を聞いてくれました。

試合の数日前、一通のメールが届きました。お父さんからでした。「結果ではなくて、いま自分にできることを表現する方が大事なんじゃないか」と書いてあった。見た瞬間に、すごく気持ちが楽になったんです。その通りだ、やるしかない、と腹が固まりました。

お父さんは公務員でした。定年まで大阪府にある知的障害者施設で、入所者の身の回りの世話をしていました。スポーツの経験はありませんが、すごくがっちりした体をしています。遺伝的に筋肉がつきやすい家系なのかもしれません。

夜の付き合いを全くせず、いつも夕食は自宅で。僕が小さいころ、休日はいつも、キャッチボールをしたり、サッカーをしたりして遊んでくれました。泊まり勤務もあって、それが終わると昼には家に戻ってきた。寝ているところを邪魔すると、「あと1時間、30分

だけ寝かせて。そうしたら遊ぶから」って。おおらかな人。ほとんど怒られた記憶がないですね。

僕がボクシングを始めてから、一度も試合を見に来たことがありません。ロンドン五輪の前年にアゼルバイジャンで行われた世界選手権で、僕は決勝まで進みました。日本にいたお父さんはインターネット中継で試合を見ていたそうです。そしたら、負けてしまった。「俺が見て負けるのは嫌だから」と、リアルタイムで試合を見たのはそれが最初で最後ですね。

還暦を迎えたときに、ジャケットを買ってプレゼントしました。「ちょっとサイズが小さいな」とぼやかされた。なんやねんそれ、と思っていたけど、冬になると毎年、そのジャケットを着ているんです。心の中では喜んでくれているんでしょうね。(聞き手・清水寿之)

〈むらた・りょうた〉 1986年、奈良市生まれ。プロボクサー。南京都高(現京都廣学館高)時代に高校5冠。ロンドン五輪では男子ミドル級で日本勢48年ぶりの金メダル。2013年にプロデビュー。

## 運動能力向上の鍵は「脳」 スポーツに脳科学応用 遠田寛生

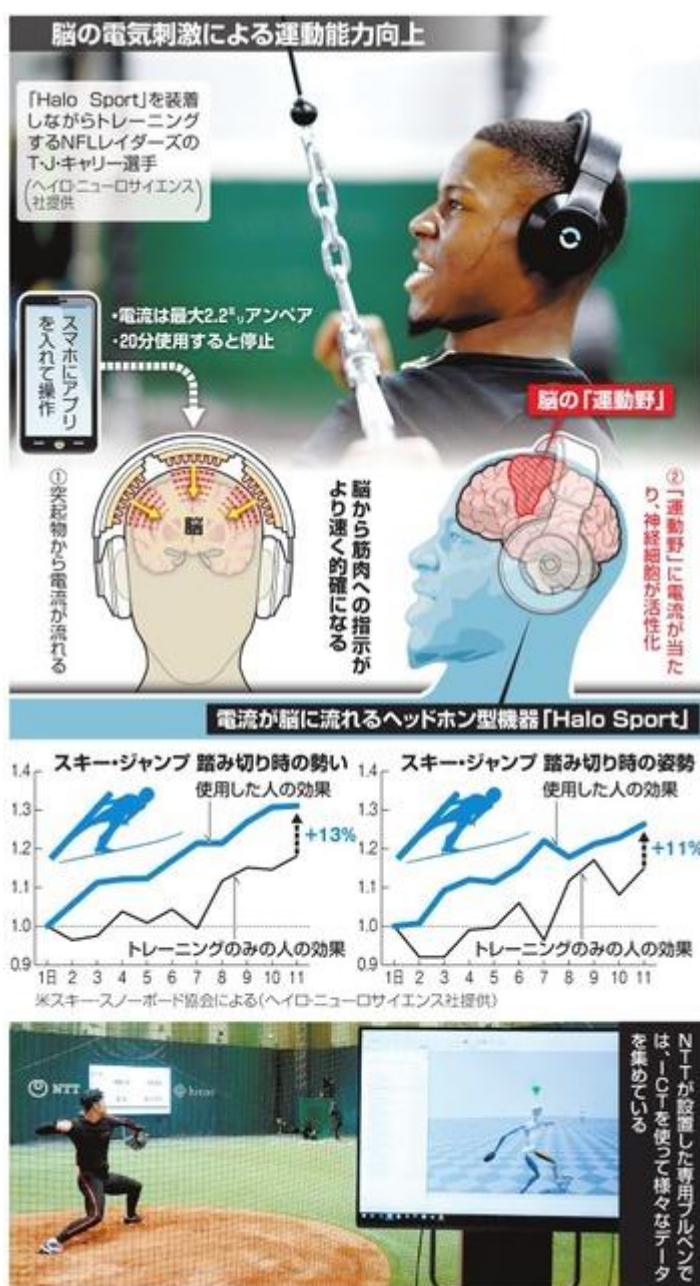
朝日新聞 2017年5月21日

近年、スポーツ界では脳科学の研究が盛んになっている。米国では脳に電気刺激を与えることで運動能力を向上させる製品が一般にも売り出され、日本でも野球やソフトボールに応用するためのデータ収集が民間企業で始まった。一方で、ドーピングの可能性を指摘する声もある。**■脳に電気刺激、運動能力向上狙う**

米国では今、特殊なヘッドセットが注目を浴びている。サンフランシスコにある「ヘイロ・ニューロサイエンス」社が製作した「Halo Sport」だ。脳に電気刺激を与えて運動能力を向上させる製品で、米プロフットボールリーグ(NFL)などの選手が使用する。同社は「アスリートを対象にした類似品はない」と宣伝する。

見た目は、音楽を聴くヘッドホンとほとんど同じ。だが、両耳の間の頭部に接する面に、電極の役目を担う灰色の突起物が付く。ここから「経頭蓋(ずがい)直流電気刺激」(tDCS)という手法で脳に電氣的な刺激を与える。

主に本格的なトレーニングの



前に使う。携帯電話などのアプリから無線通信のBluetoothを使って起動。1日最長20分、手足などを動かす指令を出す脳の「運動野」に最大2・2ミリアンペアの電流を流す。同社によると、使用后1時間ほど神経細胞が活性化され、脳から筋肉への指示がより速く的確になる。効率よく体を動かせるため少ない反復回数で身につけたい動作や技術の習得などが可能で、電気刺激効果が切れても体は覚えているという。

**第47回神戸まつり 市内各区で催し【須磨区】** 神戸新聞 2017年5月20日  
満開のバラの中、笑顔で歌を披露する青木新さん＝神戸市須磨区



「第47回神戸まつり」（神戸新聞社など後援）の3日目となった20日、市内9区で一斉に区まつりが開かれた。地域で頑張る子どもたちやグループのステージイベントなどがあり、地元ゆかりの品を扱うブースもずらり。晴天の下、親子連れらでにぎわった。

須磨区の区まつりは、バラが満開の須磨離宮公園で催された。会場では子どもたちが射的やピンポン球すくいを楽しみ、園内の和室で開かれた茶会では、

約200人が抹茶を味わった。

午後からステージの演技が始まり、障害者就労支援施設「神戸友生園」の青木新さん（21）が、「世界中の子どもたちが」をキーボードで演奏しながら歌った。青木さんは「見ている人が一緒に歌ってくれて気持ちよかった。ステージ上は、暑くてとてもものが渴きました。来年も出たいです」と話していた。（阪口真平）

**「ランサムウェア」栃木県社福協が感染か** 産経新聞 2017年5月20日

県社会福祉協議会は19日、「ランサムウェア（身代金要求型ウイルス）」によるサイバー攻撃とみられるウイルス感染があったと発表した。個人情報流出や2次被害は確認していないが、同協会の全パソコンでインターネット接続を中止しており、メール送受信による利用申し込みの許可ができない状況となった。

ランサムウェアは、データを暗号化して読めなくした上で復旧のために金銭を要求するコンピューターウイルス。

同協議会によると、18日午前10時ごろ、職員が業務用のノートパソコンでメールの整理をしていたところ、誤って不審な添付ファイルを開き、金品を求める英語の画面が表示された。同協会はシステム業者に連絡し、同協会所有の約70台のパソコンのネット接続を遮断した。

同協会は「全体的な安全が確認できるまではネット接続を中止しており、復旧に向けて対応中」とし、復旧はホームページで公表する。

**裁判員の辞退増加 最高裁「雇用情勢の変化が影響か」** NHK ニュース 2017年5月20日

裁判員制度がスタートして21日で8年ですが、裁判員の候補者が参加を辞退する割合が上昇していて、最高裁判所が初めて原因を分析したところ、非正規雇用の増加といった雇用情勢の変化などが影響している可能性が高いとする結果がまとまりました。

裁判員の候補者が参加を辞退する割合は、年々上昇していて、制度がスタートした平成21年は53.1%だったのに対し、おととしは64.9%に上がっています。

これを受けて、最高裁判所が去年からことしにかけて民間の調査機関に委託して初めて原因の分析を行ったところ、非正規雇用の増加や人手不足といった雇用情勢の変化のほか、

審理の長期化などが影響している可能性が高いとする結果がまとまりました。

このうち雇用情勢への影響については、非正規雇用の増加に伴うような形で辞退率が上昇していることを根拠の1つとしています。

非正規雇用の労働者の数は、総務省の統計では、裁判員制度が始まった平成21年は1727万人でしたが、おととしは1986万人に増えました。そして、辞退を申し出た候補者のうち仕事を理由に挙げた人の割合も、平成21年は全体の13%だったのに対し、おととしは18.6%に増えています。

また、ことし1月から2月にかけて、全国の20歳以上70歳未満の男女5000人を対象に、インターネットを通じてアンケート調査を行ったところ、「裁判員裁判に参加したい」、または「参加してもよい」と答えた人の割合は、正社員では合わせて31.8%だったのに対し、派遣社員では24.5%、パートとアルバイトでは18.6%にとどまったということです。

こうしたことから、最高裁は非正規雇用の増加が辞退率の上昇に影響している可能性が高いとしています。

また、審理の長期化については、同じアンケートで参加できる日数を聞いたところ、審理期間が3日間の場合、「参加できる」という回答が74.9%だったのに対し、5日間の場合は20.8%にとどまったということです。裁判員裁判の平均の審理日数は、平成21年は3.4日だったのに対して、おととしは6.1日まで増加していて、参加しやすさに影響していると見られます。

最高裁は「今回の分析結果を基に、より多くの人たちに参加してもらえるように対策を検討していきたい」としています。

#### **経験者「同じ立場の人には勧められない」**

派遣社員として働きながら裁判員裁判に参加した人の中には、「同じ立場の人には勧められない」と感じている人もいます。

東京都内に住む派遣社員の40代の女性は、去年、東京地方裁判所で開かれた裁判員裁判で補充裁判員に選ばれ、7日間にわたって審理に参加しました。派遣先の企業には、裁判員に選ばれた人のための有給休暇がありましたが、派遣元には同じ制度はありませんでした。女性は体に障害があり、病院に通うためなどに通常の有給休暇を使い切っていたため、無給で休みを取って参加しました。裁判所からは7日分の手当が出ましたが、交通費を入れても、ふだんの給料の7割程度にしかならなかったといいます。女性は、「参加したことはよかったけれど、給料を見てがく然としました。携帯の料金を支払えず、食費などを切り詰めて1か月間過ごしました」と振り返っています。

さらに、裁判員裁判に参加することを派遣先の会社に伝えると、周りから嫌みを言われたことがつらかったと言います。派遣先の社員からは「決算の忙しい時期に裁判員と会社のどちらを選ぶといたら会社を選ぶよね」とか、「次の派遣社員は裁判員候補者の名簿に載っているか確認してから採用しよう」などと言われ、罪悪感を感じたといいます。

女性は、同じ非正規雇用の人から裁判員裁判への参加について相談を受けたら、心から勧めることはできないと感じています。女性は「参加することのマイナス面がすごく強いので、『何も心配することはないよ、行ってらっしゃい』とは言えません。国が作った制度なのに企業に浸透していないから、休みがすごく取りにくいんです。今のままでは誰もが参加できる制度ではないと思います」と話しています。

#### **休暇制度の現状は**

裁判員制度のスタートに合わせて、企業の間では、裁判員に選ばれた従業員のための休暇制度を設ける動きが広がりました。裁判員に選ばれると、少なくとも数日間は裁判所に通うことが求められるため、企業の従業員などは、必要に応じて休みを取ることが法律で認められています。また、裁判所や法務省などは、より参加しやすくするために、企業などに対して特別な有給休暇の制度を設けるよう呼びかけています。

しかし、厚生労働省が昨年度、全国の企業1万社を対象に行った休暇制度についての調

査では、回答した2091社のうち、裁判員のための有給休暇の制度を導入しているのは30%にとどまりました。また、非正規雇用の人たちの状況を調べるため、NHKが大手の人材派遣会社5社に取材したところ、登録している派遣社員のために有給休暇の制度を設けていると答えたのは3社で、残りの2社は休暇は取得できるものの、無給の制度でした。

裁判員を経験した人たちに対する取材では、派遣社員やパートとして働いている人から、「会社を何日も休むと同僚から嫌な顔をされるので、非正規の立場では参加したいと言いがづらい」といった声も聞かれました。市民の感覚を広く取り入れるという裁判員制度の趣旨が損なわれないように、多くの人たちが参加しやすい環境をどう整えるかが課題となっています。

### 専門家「参加しやすい仕組みを」

裁判員の制度設計に携わった國學院大学法科大学院の四宮啓教授は、今回の分析で見えてきた問題点について、「裁判員の間で雇用形態の偏りが今後大きくなっていくと、幅広い社会の声を裁判に反映しようとする制度の趣旨が損なわれてしまう」と懸念しています。

そのうえで、「非正規雇用の人たちが立場が弱いと感じているというのは非常に理解できることなので、企業や団体の側が十分な配慮をする必要がある。制度開始から8年となるこの機会に、制度の公共的な意味をもう一度捉え直し、雇用形態にかかわらず参加しやすい仕組みを作り直してもらいたいし、裁判所も企業側に理解を求めていく必要がある」と指摘しています。

### 昼神温泉、リハビリの旅 高齢者ら来訪、やる気に 信濃毎日新聞 2017年5月20日



病気やけがで障害を負った高齢者やその家族ら21人が、20日まで2泊3日の日程で、阿智村昼神温泉郷に「リハビリテーション旅行」で訪れている。訪問看護事業などを手掛ける「リハビリ推進センター」（東京都）が年2回、静岡県東伊豆町の稲取温泉と昼神温泉への旅行を企画。旅行を楽しむだけでなく、普段のリハビリのやる気を高めてもらう効果もあるという。

#### 青空の下、昼神温泉郷を散策する利用者たち

19日は昼神温泉郷に関するクイズラリーに挑戦しながら、阿智川周辺を散策。参加者たちは、タンポポの綿毛が舞う中、目の前に広がる新緑を眺め「きれいだね」と笑顔。記念写真を撮ったり足湯に入ったりして旅を満喫した。

都内の石毛久男さん（68）は7年前に全身の筋力が低下するギランバレー症候群を発症し、寝返りが打てないほどまでに体が動かなくなった。以前から好きだった旅にまた行きたいと、リハビリに意欲的に取り組み、ゆっくりとなら歩けるようになった。

毎回参加するリハビリ旅行をきっかけに、夫婦2人で箱根などを訪れるようにもなった。「旅行を目標にリハビリを頑張れる」と話した。

昼神温泉で旅館を営む伊壺弘一さん（64）が6、7年前、既に稲取温泉で行われていたリハビリ旅行を知り、昼神温泉での受け入れを検討。当初、バリアフリーの旅館は少なく難しいと思われたが、リハビリ推進センターの担当者から「障壁があった方が、それを乗り越えるためにリハビリを頑張ることができる」と聞き、2013年から受け入れ始めた。伊壺さんは「昼神温泉がリハビリ旅行の発展の地になればいい」と話した。

### 社説 保育拡充で仕事と子育ての両立支えよ 日本経済新聞 2017年5月21日

働きながら、子育てしたい。そう願う人にとって、保育サービスの不足は大きな足かせ

だ。待機児童の解消はなお見通せず、若い世代の将来への不安はつきない。

政府は6月に待機児童解消に向けた新しい計画を公表する。仕事と子育ての両立を支える、実効性の高い道筋を示してほしい。

政府は2013年に、17年度末までの待機児童解消を掲げ、対策を急いできた。民間の力を生かした企業主導型保育事業など新たな仕組みも設け、保育の受け入れ枠を大きく増やしたが、働きたいという人が多く、待機児童の数は高止まりのまま。もう一段の強い取り組みが要る。

保育拡充は、女性の就労を後押しするだけでない。安心して両立できると分かれば、出産をためらってきた人の不安は薄れるだろう。経済的な理由で結婚に踏み切れない人にとっても、共働きをしやすくなることは追い風だ。少子化対策としても意義がある。

見直しで問われるのは、安倍政権の本気度だ。保育拡充を未来への投資と位置づけ、説得力ある財源を示すことが欠かせない。

日本の社会保障は、高齢者向けに偏りがちだ。効率化で給付の無駄を省くとともに、一定の資力がある高齢者には自己負担を増やしてもらおう。こうした工夫で、子どものために財源を振り向ける議論を始めなければならない。これにより将来世代が増えていけば、社会保障制度の安定性を高めることができる。

気になるのは、こうした議論なしに、従来の延長線上での予算確保に終始してしまうことだ。

例えば、企業が負担している子ども・子育て拠出金や、児童手当の見直しで財源を確保するという考え方もある。これ自体は一考に値するだろうが、いずれも子ども関連の枠から出ていない。それだけで、十分な対策を打ち出すことができるだろうか。

少子高齢化が進む日本では、働きながら子どもを産み、育てやすい社会に変えていくことが欠かせない。両立を阻む壁をいかに低くしていくか、財源や制度はどうあるべきか。グランドデザインを示すことができれば、若い世代が未来に明るい展望を持てるようになる。

そしてこのことが、人口減少の圧力を緩和し、日本経済の持続的な成長につながる。官邸が強く主導して取り組むべきだ。

**社説：週のはじめに考える 人間の価値は稼ぐ力か** 東京新聞 2017年5月21日

人間の価値は稼ぐ力で決まるのか。重い問いを巡る裁判が東京地裁で始まりました。障害の有無にかかわらず、法の下では命の尊厳は平等のはずです。

二年前、東京都内の松沢正美さん、敬子さん夫妻は、十五歳の息子和真さんを福祉施設での事故で失いました。重い知的障害のある自閉症の少年。施設から外出して帰らぬ人となって見つかった。

その損害賠償を求めた訴訟が動きだし、最初の口頭弁論でこう意見を述べました。

#### ◆逸失利益ゼロの衝撃

「過去の判例や和解は、被害者の収入や障害の程度によって加害者に課せられる賠償額に差をつけてきましたが、到底納得できません。不法行為に対する賠償は、当然、公平になされるべきです」

施設側は事前の交渉で、事故を招いた責任を認めました。けれども、提示した賠償額は、慰謝料のみの二千万円。同年代の健常者の四分の一程度にすぎなかった。

障害を理由に、将来働いて稼ぐのは無理だったとみなして逸失利益をゼロと見積もったのです。慰謝料まで最低水準に抑えていた。

逸失利益とは、事故が起きなければ得られたと見込まれる収入に相当し、賠償の対象となる。

同い年の健常者と同等の扱いをと、両親が強く願うのは当然でしょう。男性労働者の平均賃金を基に計算した逸失利益五千万円余をふくめ、賠償金約八千八百万円の支払いを求

めて提訴したのです。

同種の訴訟は、実は全国各地で後を絶たない。なぜでしょうか。

最大の問題は、逸失利益という損害賠償の考え方に根ざした裁判実務そのものにあるのです。高度経済成長を背景に、交通事故や労働災害が増大した一九六〇年代に定着したと聞きます。

#### ◆司法界の差別的慣行

死亡事故では、生前の収入を逸失利益の算定基礎とし、子どもら無収入の人には平均賃金を通常は用います。ところが、重い障害などがあると、就労は困難だったとみなして逸失利益を認めない。

人間は平等の価値を持って生まれてくるのに、不法行為によって命を絶たれた途端、稼働能力という物差しをあてがわれ、機械的に価値を測られるのです。重い障害のある人はたちまち劣位に置かれてしまう。

逸失利益を否定するのは、生きていても無意味な存在という烙印（らくいん）を押すに等しい。昨年七月、相模原市で多くの障害者を殺傷した男が抱いていた「障害者は不幸を作ることしかできない」という優生思想さえ想起させます。

この差別的な理論と実践を長年積み重ねてきたのは、本来、良心に従い、公正を貫かねばならないはずの司法界そのものなのです。

正美さんは「障害者の命を差別してきた司法の慣行を覆さねばなりません。差別の解消に貢献できる判決を勝ち取りたい」と語る。

すでに半世紀前、逸失利益をはじく裁判実務について「人間を利益を生み出す道具のように評価しとり扱う態度」として、厳しく批判した民法学者がいた。元近畿大教授の西原道雄さんです。

六五年に発表した「生命侵害・傷害における損害賠償額」と題する論文は、こう指摘する。

「奴隷制社会ならばともかく、近代市民社会においては人間およびその生命は商品ではなく交換価値をもたないから、一面では、生命には経済的価値はなく、これを金銭的に評価することはできない、との考えがある。しかし他面、人間の生命の価値は地球より重い、すなわち無限である、との観念も存在する。生命の侵害に対しては、いくら金を支払っても理論上、観念上、これで充分（じゅうぶん）とはいえないのである」

それでも、民法は金銭での償いを定める。法の下での平等理念をどう具現化するか。生命の侵害をひとつの非財産的損害と捉え、賠償額の定額化を唱えたのです。

同じ電車の乗客が事故で死亡した場合、一方は百万円、他方は二千万円の賠償に値するとみるのは不合理ではないか。百万円の生命二つより二千万円の生命一つを救う方が重要なのでしょうか。

西原理論の核心はこうです。

被害者個々人の境遇は、収入はもとより千差万別なので考慮する必要はないのではないかと。むしろ、賠償の基本額を決め、加害者の落ち度の軽重によって増減する仕組みこそが理にかなう、と。

#### ◆かけがえのなさこそ

障害の有無で分け隔てしない社会を目指し、日本は障害者の権利条約を結び、差別解消法を作った。西原さんの考え方は今、一層重みを増していると思うのです。

稼ぐ力ばかりが称賛される時代です。存在のかけがえのなさを見つめ直すべきではないか。そういう問いかけが、社会に向けられているのではないのでしょうか。

月刊情報誌「太陽の子」、隔月本人新聞「青空新聞」、社内誌「つなぐちゃんベクトル」、ネット情報「たまにブログ」も  
大阪市天王寺区生玉前町 5-33 社会福祉法人大阪手をつなぐ育成会 社会政策研究所発行

